

(別紙)「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の概要

自動車運送事業者に対する監査の抜本的な見直しを行うため、貸切バス運送事業者を中心とした自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討を行うための検討会を開催する。

検討スケジュール

第1回検討会：8月8日

第2回検討会：9月中

第3回検討会：10月中(中間とりまとめ)

来年3月：最終とりまとめ

検討会委員

- 寺田 一薫 東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授(貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度検討委員会委員長)
 - 植松 慶生 公益財団法人日本適合性認定協会部長(ISOの管理システムの専門家)
 - 梅林 啓 弁護士(企業コンプライアンスの専門家)
 - 櫻井 敬子 学習院大学法学部教授(行政法の専門家、社会資本整備審議会委員)
 - 前山 政之 横浜国立大学経営学部会計・情報学科教授(監査論の専門家)
- (事務局) 自動車局 (オブザーバー) 地方運輸局監査担当他、関係行政機関

検討事項及び主な論点

1. 監査の目的・方針の明確化

監査の目的・方針に関し、主に以下の論点について検討の上、方向性を明確化する。

- ・悪質な運送事業者を確実に排除する制度設計のあり方
(悪質な運送事業者の例：重大な法令違反を犯す事業者、改善指導に従わない事業者、累犯事業者等)
- ・全ての運送事業者に対して網羅的に指導するための制度設計のあり方

2. 具体的な検討項目

(1) 監査の実施方法

- ①悪質な可能性がある運送事業者の効果的な抽出
 - ・運送事業者を巡回指導する「適正化事業実施機関」等によるスクリーニング
 - ・利用者及び自動車関連情報の活用
 - ・運行管理情報の電子的提出による確認 等
- ②監査業務の効率化
 - ・監査手法の見直しの必要性
 - ・監査におけるIT機器の活用 等

(2) 実効性のある処分のあり方

- ①悪質な運送事業者に対する処分の厳格化
 - ・悪質な運送事業者に対して即時、許可取消し・事業停止
 - ・違反割合等を考慮した処分量定の必要性
 - ・処分逃れ等への対策
- ②金銭的処分の可能性

(3) 監査に係る体制

- ①監査をサポートする体制の整備
 - ・貸切バス事業者等を巡回指導する「適正化事業実施機関」の設置 等
- ②監査官の能力向上
- ③必要な監査官の確保